長野県経営大学講演会のご案内

(テーマ) 高年齢者活用の企業戦略

~少子高齢化と改正高年齢者雇用安定法(令和3年4月施行)を踏まえて~

(講 fi) 弁護士法人四谷麹町法律事務所 代表弁護士 藤田 進太郎 氏

[日 時] **令和3年10月12日(火)15:00~17:00(120分)**

〔形 式〕 ライブ配信(Zoom Video Webinar)

〈講師プロフィール〉

藤田進太郎(ふじた しんたろう)

弁護士法人四谷麹町法律事務所 代表弁護士

東京大学法学部卒業。日本弁護士連合会労働法制委員会事務局員。 東京三弁護士会労働訴訟等協議会メンバー。第一東京弁護士会労働 法制委員会労働契約法部会副部会長・研修部会副部会長。経営法曹 会議会員。日本労働法学会会員。東京麹町ロータリークラブ会員。 労働分野(経営者側専門)が中心業務。高年齢者関連の著作に『高 年齢者雇用安定法と企業の対応』(共著,第一東京弁護士会労働法制 委員会編,労働調査会)がある。



《趣旨》

少子高齢化の進展により、今後、高年齢者雇用は、企業が必要な労働力を確保するための 手段としての重要性を増していくことが予想されます。

本年(令和3年)4月には70歳までの就労確保措置(努力義務)を定めた改正高年齢者 雇用安定法が施行されており,70歳までの就労確保措置を見据えた制度設計を検討しなけ ればなりません。

他方で,高年齢者雇用には,賃金原資の確保やモチベーション維持等の課題があり,対応を誤るとトラブルが続出することになりかねません。そこで,講師の考える高年齢者活用の企業戦略を提案したいと考え,本講演会を企画しました。

多くの会員の皆様のご参加をお待ち申し上げております。

[主 催] 一般社団法人長野県経営者協会